

2016年アピール

学校図書館は、一人ひとりの子どもの豊かな育ちと学びを支援する教育機関です。2015年4月より改正学校図書館法が施行されました。ここでは「学校司書」が法律に位置づけられ、学校司書を置くことおよび学校司書の資質向上のための研修の実施が、国と地方公共団体の努力義務となりました。さらに附則第2項には、「国は学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、(略)学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、(略)必要な措置を講ずるものとする」と明記されています。

これを踏まえ、文部科学省は2015年8月より「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を開催し、学校司書の資格・養成に関する審議を重ね、「学校図書館のガイドライン」をまとめることとなっています。また、学校図書館議員連盟でも調査研究協力者会議の論議の具体化を図ることが計画にあげられています。

しかし、公立小中学校に学校司書が配置されている自治体は約半数に過ぎず(H27年度文部科学省公表)、その9割近くが非正規という不安定な身分で、勤務日数・時間の制限、複数校兼務、劣悪な待遇など、さまざまに困難な実態があります。また、自治体の教育施策と切り離された外部委託での学校図書館職員配置という深刻な事態は改善される見込みがありません。資格・養成の在り方や研修の内容が重要であることは確かです。しかし、それだけでは現状の問題はまったく解決しません。

私たちが求めるのは、学校図書館の機能によって保障される、子どもたちの主体的な学びと豊かで自由な読書が、全国のあらゆる地域で実現することです。学校司書は、外部委託や図書館ボランティアではありません。専任・専門・正規の職員として配置され、教職員の一員として教育活動に参画できる体制を構築する施策が必要なのです。

ここに、国および地方公共団体が、学校図書館に関する施策を一層押し進めることを求めて、以下のように要望いたします。

- ・ 国および地方公共団体は、「専任・専門・正規」の学校司書配置のために、さらなる予算措置も含め、あらゆる有効な施策を講ずること。
- ・ 国および地方公共団体は、学校司書の資質向上のための研修を計画的に実施し、そのために必要な措置を履行すること。
- ・ 地方公共団体は、教育活動に寄与する学校司書の仕事を、外部委託や図書館ボランティアに代行させないこと。また国は、そのことを明確に打ち出すこと。

2016年7月9日

学校図書館を考える全国連絡会 第20回集会参加者一同